

マンション管理セミナー

11/12(日) **参加費 無料**

今年度からスタートした「マンション管理計画認定」「マンション長寿命化促進税制」。今回はマンション管理をとりまく、これらの新しい制度を対象に、マンション管理に携わる皆様にむけたセミナーを開催します。また、セミナー後には、管理組合同士の意見交換をテーマ毎に分かれて開催予定です。

お住まいのマンションの管理を見直す機会として、ぜひご参加ください。

申込
不要

第1部 セミナー

会場 新潟市民プラザ
(新潟市中央区西堀通6-866NEXT21 6階)

時間 13:00 ~ 15:00

- 新潟市マンション管理適正化推進計画とマンション管理計画認定制度について
新潟市 建築部 住環境政策課
- 長期修繕計画と大規模修繕工事について
公益財団法人 マンション管理センター
- マンション管理組合の運営について
一般社団法人 新潟県マンション管理士会

要申込

第2部 管理組合意見交換会

会場 新潟市役所ふるまち庁舎
(新潟市中央区古町通7-1010 古町ルフル内)

時間 15:15 ~ 16:00

■管理組合の申込み状況・内容に応じて、グループ分けを予定
(最大3グループ程度を想定)

■申込方法:チラシ裏面の申込書か、QRコードにて申込



問合・申込先

新潟市 建築部 住環境政策課 住環境整備室
TEL: 025-226-2813 FAX: 025-229-5190
E-mail: jukankyo@city.niigata.lg.jp

- 主催:新潟市
- 共催:公益財団法人 マンション管理センター
- 後援:国土交通省、住宅金融支援機構、
一般社団法人 新潟県マンション管理士会
(予定含む)

〆切
10/18
(水)

意見交換会 参加申込書

下記の事項を記載の上、住環境政策課まで申してください。

- 申込方法：右記QRコード（新潟市電子申請e-NIIGATA）、または参加申込書をFAX（025-229-5190）、郵送（チラシ表面住所）、Eメール（jukankyo@city.niigata.lg.jp）にて申込みください。
- 申込〆切：令和5年10月18日（水）
- 申込み完了後に、意見交換会のグループ、詳細な会場等の通知をお送りします（11月初旬予定）。

管理組合名	
出席者名(フリガナ) ※会場の都合上、 1組合につき2名まで	
電話番号	
E-mail	
マンション概要	<input type="checkbox"/> 住戸数(戸) <input type="checkbox"/> 築年数(築 年) <input type="checkbox"/> 管理形態 (管理委託 ・ 一部委託 ・ 自主管理)
意見交換したい内容	<input type="checkbox"/> 管理組合の運営 <input type="checkbox"/> 日常的な管理 <input type="checkbox"/> 住民間のトラブル <input type="checkbox"/> 管理会社対応 <input type="checkbox"/> 大規模修繕工事 <input type="checkbox"/> 長期修繕計画・修繕積立金 <input type="checkbox"/> 耐震改修・建替え <input type="checkbox"/> 管理計画認定・税制 <input type="checkbox"/> その他 ※時間の都合上、当日とりあげる内容を、事務局で事前に精査することがありますので、ご承知おきください。 下記に具体的な内容を記載ください

e-NIIGATA



会場・交通手段のご案内

電車・バス

電車をご利用の場合は、JR「新潟駅」で下車、各バス路線にて「新潟駅前」バス停より乗車し、「古町」バス停で下車してください。バスをみの場合は、各路線「古町」バス停で下車、徒歩すぐです。

自家用車

近隣の駐車場（有料）をご利用ください。



マンション管理計画認定制度の受付を開始しています。

- 適切な管理が行われているマンションは、その**管理計画が一定の基準を満たす場合に**、地方公共団体から適切な**管理計画を持つマンションとして認定**を受けることができますようになります。

マンション管理計画
認定 ホームページ

マンション管理計画の認定基準の内容

- 管理組合の運営 … 管理者がさだめられている、集会在年1回以上開催されている、 など。
- 管理規約 … 管理規約が作成されている、緊急時の専有部の立入等について記載がある、 など。
- 管理組合の経理 … 管理費及び修繕積立金等が区分されている、修繕積立金の滞納額が一定割合以下 など。
- 長期修繕計画 … 国の標準様式に準拠している、集会で決議されている、計画期間が30年以上、 など。
- その他 … 組合員名簿、居住者名簿を備え、1年に1回以上内容の確認を行っている。



- 認定申請前に、マンションの管理の専門家であるマンション管理センターによる**事前確認**を受ける必要があります。